

＜1. 現状と課題＞

【地域福祉の体制整備】

- 本市では、平成 17(2005)年に第 1 次地域福祉計画を策定して以来、地域に住む一人一人が、隣近所に関心を持ち、困ったときには「お互いさま」の心で助け合えるまちづくりを進めており、市を挙げて取り組んでいる地域包括ケアシステムの構築や国の提唱する「地域共生社会^(注1)」の実現に向けても、地域での助け合いの仕組みづくりは重要となっています。
- 市内の各地区には、地区自治会連絡協議会、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会が設置され、それぞれの立場で地域福祉を推進していくための積極的な取り組みを行っており、こうした団体と連携・協働をさらに推進していくことが必要です。
- 本市では、地域福祉支援員を地域福祉課内に配置したことに加え、市内の全 24 地区の地区社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、ボランティア等の養成・発掘及びネットワーク化を進めるとともに、町会・自治会、老人クラブといった地域の諸団体による助け合い活動である「たすけあいの会」の立ち上げを促すことで、市内全域に助け合い活動を普及させていくよう働きかけています。
- 市民意識調査における「隣近所とのつきあい」に関する設問では、「なんでも相談し助け合える」もしくは「内容によっては相談し助け合える」と回答した人の割合は、平成 28(2016)年度の 36.8%から、令和元(2019)年度は 41.0%と増加傾向であるものの、地域における顔みえる関係づくりをさらに促進する必要があります。

【生活困窮者への支援】

- 平成 27(2015)年度より生活困窮者自立支援制度が施行されたことに伴い、本市では平成 24(2012)年度に設置した「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」の機能を拡大し、生活困窮者の相談支援、住居確保、就労支援などの自立相談支援事業を行っており、生活困窮者にとってのセーフティネットである生活保護制度の適正な運用とともに、生活困窮者への適切な支援を引き続き実施していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用・経済情勢の悪化により、令和2(2020)年4月には、市民からの生活困窮に関する相談件数が前年と比較して3倍以上に急増したことから、総合相談窓口の相談体制を拡充し、対応を行いました。
- 本市では、生活困窮世帯等の子供を対象に、学習教室の開催や居場所づくりを実施しており、今後も貧困の連鎖を防ぐために、支援内容の充実等を検討していく必要があります。
- 本市における被保護世帯数は、平成 24(2012)年度の 6,333 世帯から令和2(2020)年度の 7,205 世帯に増加しており、特に 65 歳以上の割合が増加しています。
- 生活保護世帯は、傷病、障害、精神疾患、虐待、多重債務等の多様な問題により、保護受給期間が長期にわたる場合もあるため、各世帯・個人の実情に応じた適切な支援が行えるよう、関係機関との連携等による就労・自立支援を引き続き行っていく必要があります。

【包括的な相談支援体制の構築】

- 既存のサービスでは対応しきれない制度の狭間といわれる新たな課題(8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー^(注2)等)に対応するには、多機関・多職種との連携による包括的な相談支援体制の構築が必要となります。
- さらに、複合的な課題については、本市に多数存在する専門相談機関と地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの地域の相談先と市が連携して協議する場づくりを検討していく必要があります。

＜2. 施策の方向＞

施策1 地域福祉の体制整備

誰もが自分らしく、安心して暮らせる地域となるよう、地域住民がお互いに支えあえる仕組みを構築するとともに、関係機関と連携し、地域のネットワーク構築や地域での福祉活動の支援を行います。

当施策における主な取り組み

- ◆ 地域に関わる組織・団体との連携・協働の推進
- ◆ 生活支援コーディネーターによる地域のネットワーク強化
- ◆ 新たな市民ボランティアの発掘や活動機会の提供

施策2 生活困窮者への支援

生活困窮者の自立を支援するため、関係機関との連携を図りながら相談体制の充実を図るとともに、貧困の連鎖防止のため、生活困窮世帯等の子供への支援を行います。

生活保護世帯の自立を支援するため、関係機関との緊密な連携により、各世帯・個人の実情に応じた相談や援助を行うとともに、自立・就労の支援の充実を図ります。

当施策における主な取り組み

- ◆ 保健と福祉の総合相談窓口による支援体制の強化
- ◆ 困難を抱える生活困窮世帯の子供への支援
- ◆ 生活保護世帯への相談・支援体制の充実

施策3 包括的な相談支援体制の構築

新たな課題や複合的な課題を抱える相談者の問題解決のための道筋をたてられるよう、専門相談機関等に相談を受け止め、適切な窓口につなぐとともに、関係機関と緊密に連携し、包括的な相談支援体制を構築します。

当施策における主な取り組み

- ◆ 関係機関との連携による包括的な相談支援体制の構築